

## 雇用・能力開発機構の退職役員に係る業績勘案率の再審議について

## 【経緯】

- 雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）を昨年2月、3月に退職した次の5名の役員の退職金に係る業績勘案率案については、昨年8月24日の第63回独立行政法人評価委員会労働部会で業績勘案率案をいずれも1.0として総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（政・独委）委員長に通知

## 【対象の退職役員】

高橋	満	総務担当理事 在任期間 H19.09.07～H22.02.28
かわづ 河津	浩安	経理・勤労者財産形成・住宅譲渡担当理事 在任期間 H17.09.09～H22.02.28
和田	幸郎	雇用管理・勤労者財産形成担当理事 在任期間 H16.03.01～H22.03.31
内田	秀	業務推進担当理事 在任期間 H20.03.01～H22.03.31
小泉	万里子	監事 在任期間 H20.07.25～H22.02.28

- 当該通知後、会計検査院の平成21年度決算検査報告において、機構の不適正な会計経理等の不当事項が指摘されたことから、政・独委独立行政法人評価分科会第5ワーキング・グループ主査名（平成22年12月17日付け）で再度審議するよう依頼される（別添1参照）。
- さらに、再審議に当たり、政・独委事務局（平成23年3月1日付け）から議論を行う上で留意すべき事項が示されている（別添2参照）。
- このため、業績勘案率案の再算定の審議をお願いするもの。
- 御審議に当たっては、政・独委からの依頼を踏まえ、
- ① 担当役員の管理監督責任により、当該担当役員の業績勘案率を見直すか
  - ② 担当役員の管理監督責任にとどまらず、担当役員以外についても業績勘案率を見直すか
  - ③ 役員全員の業績勘案率を見直す必要はないとするか
- 御判断をお願いしたい。

※1 業績勘案率案が1.0未満となった例は別添3をご参照ください。

※2 政・独委事務局指摘事項の概要は資料5-4-②、機構における調査結果は資料5-4-③をご参照ください。

(別添1)

平成22年12月17日

厚生労働省独立行政法人評価委員会 御中

政策評価・独立行政法人評価委員会  
独立行政法人評価分科会  
第5ワーキング・グループ主査

独立行政法人雇用・能力開発機構の役員退職金に係る  
業績勘案率（案）について

平成22年8月27日付け独評発第0827034号「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率（案）について」により貴委員会から通知のあった業績勘案率（案）のうち、独立行政法人雇用・能力開発機構については、「平成21年度決算検査報告」において、不適正な会計経理があったとして不当事項と指摘されたものがあり、また法人の自主点検等において検査報告指摘以外にも同様の事例があることが判明しております。全国の施設で少なからず不適正な経理（「預け金」や「差替え」）が行われていた事実を踏まえると、これらが担当役員の管理監督責任の範囲にとどまらず、組織体質に起因し、法人の業務運営が良好かつ適切であったといえるのかとの疑問も生ずることから、十分精査する必要があると考えます。

なお、仮に担当役員の管理監督責任の範囲にとどまるとしても、現場施設の経理業務担当者のみで上記の会計処理が可能であったのか、暗黙の了解を含め他部門の職員との意思疎通の上で行われていた可能性はないかとの疑問も生じ、かかる事実があれば経理担当理事のみの責任とすることも疑問となります。

同法人の退職役員に係る業績勘案率（案）の決定に当たって、これらの事情が審議の際に考慮されていないことに鑑み、まずは貴委員会において、上記諸点について審議の上、業績勘案率（案）を変更する必要があるか検討いただき、その結果を連絡いただくようお願い申し上げます。

(照会先)

政策評価・独立行政法人評価委員会事務局  
(総務省行政評価局)

担当：安仲

電話：5253-5458（直通）

平成23年3月1日

厚生労働省独立行政法人評価委員会事務局 御中

政策評価・独立行政法人評価委員会事務局  
(総務省行政評価局)

独立行政法人雇用・能力開発機構の役員退職金に係る  
業績勘案率(案)について

標記については、平成22年12月17日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会第5ワーキング・グループ主査名で、貴委員会における再度の審議を依頼しているところ、近々再審議を行うとお聞きしております。

雇用・能力開発機構を巡っては、緊急人材育成・就職支援基金の事業費水増し請求の事案が発覚しているなどの事情に鑑みると、当委員会の審議においては、一連の事案が単に担当役員の管理監督責任の範囲にとどまるのか、そこにとどまらず、法人全体としての業務運営が良好かつ適正であったのかどうか議論の焦点になるものと考えております。

つきましては、当委員会の審議を円滑に進めるためにも、以下に掲げる諸点に留意して十分慎重に再審議がなされるよう貴事務局としてお取り計らいいただくとともに、再審議の結果を当委員会に通知するに当たっては、十分な資料を添えていただくよう、補足してお願い申し上げます。

- 1 機構では、多くの施設で不適正な経理が行われていたことが発覚しているが、それは、担当役員の管理監督責任の範囲にとどまる問題であるのか、又は組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題であるのか。
- 2 「平成21年度決算検査報告」で同じく不当事項とされた「国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正を欠いていたもの」についても、担当役員の管理監督責任の範囲にとどまる問題であるのか、又は組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題であるのか。
- 3 新聞各紙等で報道され、細川大臣も全国調査を行う旨発言された緊急人材育成・就職支援基金の事業費水増し請求に関して、機構の審査に瑕疵があったの

か、瑕疵があった場合に担当役員の管理監督責任の範囲にとどまる問題であるのか、又は組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題であるのか。

- 4 1から3までが続いて明らかとなったことを踏まえれば、機構の組織体質に問題があったのではないか。これらを踏まえても、法人の業務運営は良好かつ適切であったといえるのか。

(照会先)

政策評価・独立行政法人評価委員会事務局  
(総務省行政評価局)

担当：安仲

電話：5253-5458 (直通)

メール：yyasunaka@soumu.go.jp

【参考資料】過去の業績勸案率について(1.0を下回った例)

22年12月現在

(別添3)

主務省	法人名	役職	退職年月日	業績勸案率	業績勸案率が1.0を下回ることとなった理由	
内閣府	沖繩科学技術研究基盤整備機構	理事	19.4.13	0.9	施設の改修工事の契約内容を公表せず、法人のコンプライアンスに問題があり、その責任が認められる 会計検査院から助成事業、委託事業の精算の審査がずさんであり不当と指摘を受けたこと の責任が認められる 会計検査院から助成事業の精算の審査がずさんであり不当と指摘を受けたこと の責任が認められる	
		理事	20.3.31	0.9		
		理事	21.8.5	0.9		
		理事	19.3.31	0.9		
外務省	国際交流基金	理事	19.3.31	0.9	紙幣の印刷に不具合が生じた、新紙幣のテスト印刷が流出したこと の責任が認められる	
		理事	19.3.31	0.9		
財務省	日本万国博覧会記念機構	理事	20.8.31	0.9	エキスポランドの死傷事故とその後遊園地が閉園となった結果、法人の業績が低いこと による	
		理事	21.6.23	0.9		
文部科学省	科学技術振興機構	理事	17.9.30	0.9	所掌する科学技術情報の流通促進業績の評価が低いことによる	
		理事	17.3.31	0.9		
		理事	19.7.31	0.9		
		理事	20.3.31	0.9		
	宇宙航空研究開発機構	監事	18.1.31	0.9	ロケットの開発失敗等所掌する業績の評価が低いことによる	
		理事	19.7.5	0.9		
		監事	19.9.30	0.9		
	日本スポーツ振興センター	放射線医学総合研究所	理事	20.3.31	0.9	平成16年度の財務諸表の不適切な処理に関して、会計検査院の指摘、参議院本会議での決議を受けた責任が認められる
			監事	21.3.31	0.9	
			理事	19.9.30	0.9	
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構 (旧農業者大学校理事長)	理事	18.3.31	0.9	法人業績が低いことによる	
		理事	19.3.31	0.9		
	産業技術総合研究所	理事	19.7.30	0.9	生物特許寄託センターの微生物管理がずさんにもかかわらず、3年も放置されたこと の責任が認められる	
		理事	20.3.31	0.9		
		理事	19.7.16	0.9		
	住宅金融支援機構	住宅金融支援機構	理事	20.3.31	0.9	証券化支援業務等法人の業績が低いことによる
			理事	20.6.25	0.9	
			副理事長	21.7.27	0.9	
			理事	19.6.25	0.9	
	水資源機構	水資源機構	理事	19.6.25	0.9	徳山ダム建設事業に係る土地取得等や索道補償に関し不適切な事実がありその責任が認められる
副理事長			21.3.31	0.9		
環境省	国立環境研究所	理事	21.3.31	0.9	自然公園法違反により4度の厳重注意処分を受け責任が認められる	
		理事	20.3.31	0.9		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	理事	20.3.31	0.9	防衛省の意向に反し、主たる事務所を移転したこと の責任が認められる	
		理事				
		理事長		3人		
		副理事長		2人		
		理事		20人		
		監事		3人		
		計		28人		

注1 厚生労働省独立行政法人評価委員会事務局が、政・独委の議事録・資料を基に作成したもの。

注2 網掛け部分は、法人全体の業績に関わるものとして、所掌にかかわらず0.9になったと政・独委の議事録から判断できた例